

## あびこエコ農産物認証要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、あびこエコ農産物認証要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、あびこエコ農産物の認証に関する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

### (生産及び出荷の管理)

第2条 あびこエコ農産物認証を取得し、生産及び出荷を行うに当たり、生産者は次の事項を実施することにより、適切な生産及び出荷の管理を行う。

- (1) 認証を取得しようとする農産物の栽培開始前に、栽培計画申請書を「あびこエコ農産物」審査会（以下「審査会」という。）に申請すること。
- (2) 市が交付する栽培日誌（以下「栽培日誌」という。）に栽培記録を記入し、審査会に提出すること。
- (3) 適正な表示及び認証マークの使用により、あびこエコ農産物とそれ以外の農産物とを区分した出荷に努めること。これらの使用は、認証を受けてから行うこと。
- (4) あびこエコ農産物認証シール使用実績報告書を作成し、審査会に提出すること。

### (栽培基準)

第3条 要綱第2条(1)に規定する栽培基準は、あびこエコ農産物栽培基準（ステップアップチャレンジ「エコ20」）（別記1）のとおりとする。

### (審査会の運営)

第4条 要綱第4条第2項の規定により定める審査会の組織及び運営等に関する事項は、あびこエコ農産物審査会設置要領（別記2）のとおりとする。

### (栽培計画の登録手続)

第5条 要綱第5条第1項に規定する栽培計画申請書は、様式第1号によるものとし、生産者は、当該申請書に関係書類を添付して、審査会の開催日の7日前までに、市長に提出しなければならない。

2 要綱第5条第2項の規定による通知は、様式第2号によるものとする。

### (認証の手続き)

第6条 要綱第6条に規定する栽培日誌は、市が交付する様式第3号によるものとし、生産者は、必要事項を記入した栽培日誌を審査会の開催日の7日前までに審査会長を経由し、市長に提出しなければならない。

2 要綱第7条第2項の規定による通知は、様式第4号によるものとする。

(表示及び認証マークの使用)

第7条 要綱第8条に規定する表示及び認証マークの使用に関する事項は、あびこエコ農産物認証表示基準(別記3)のとおりとする。

2 要綱第8条第3項に規定する認証シールの追加交付の申請は、様式第5号によるものとする。

(実績の報告)

第8条 要綱第9条に規定する実績の報告は、様式第6号によるものとする。

(認証の取消し)

第9条 要綱第13条第1項の規定による認証の取消しの申請は、様式第7号によるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記1 あびこエコ農産物栽培基準（ステップアップチャレンジ「エコ20」）

1 化学合成農薬の使用回数と化学肥料の使用量の双方について、以下の基準を満たすこと。

化学合成農薬の使用回数	（使用成分×回数）	使用成分回数を千葉県慣行栽培基準の20%以上減らすこと
化学肥料の使用量	（窒素分量）	窒素分量を千葉県慣行栽培基準の20%以上減らすこと

2 農薬を使用、管理する場合は、農薬取締法の規定を順守すること。

3 化学合成農薬の使用回数は、前作物の収穫終了後から当該農産物の収穫終了時までの期間（種子、育苗及び収穫物の調整を含む）において使用した化学合成農薬に含まれる有効成分の延べ使用回数とする。ただし、展着剤の使用は回数に含めないこと。

4 有機農産物の日本農林規格において使用が許されている農薬のうち、千葉県が使用回数に含めないものとした化学合成農薬については、本認定においても使用回数に含めないこと。

5 化学肥料の使用量は、前作物の収穫終了後から当該農産物の収穫終了時までの期間において使用した化学肥料に含まれる全窒素分量とする。

6 農薬登録や肥料登録されたもの以外の資材については、効果や安全性の面から、天然物質であっても植物に直接散布するものは使用を認めないものとする。

7 慣行栽培基準は、原則として千葉県が公表した慣行栽培基準をもとに運用するものとする。ただし、千葉県が慣行栽培基準を公表していない作物（作型等）については、化学合成農薬、化学肥料を使用していない場合に限り認証を行う。

別記2（第4条関係） あびこエコ農産物審査会設置要領

（趣旨）

第1条 この要領は、あびこエコ農産物認証要綱第4条第2項の規定に基づき、「あびこエコ農産物」審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 審査会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 認証制度の運用に関する事業
- （2） 栽培基準の検討に関する事業
- （3） 認証の審査に関する事業
- （4） その他必要と認める事業

（組織）

第3条 審査会は農政課に置き、農政課長職にある者があびこエコ農産物審査会長（以下「審査会長」という。）となる。

（審査会の開催）

第4条 審査会の会議は審査会長が招集し、審査会長が議長となる。

- 2 審査会は、第2条に定める事業について専決することができる。
- 3 審査会長は、必要に応じて審査会以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。
- 4 審査会は、必要に応じて現地調査を行うことができる。

（雑則）

第5条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会長が別に定める。

### 別記3（第8条関係） あびこエコ農産物認証表示基準

- 1 認証マークの使用及び作成 要綱第7条第2項の規定による通知を受けた者は、認証マークを作成し、使用することができる。
- 2 認証マークの規格及びデザイン
  - (1) 認証マークの寸法は、縦1センチメートル以上横10センチメートル以下とする。
  - (2) 認証マークのデザインは、原則として、別表のとおりとする。
  - (3) 生産者は、容器包装類の制約により別表に定める配色と異なる認証マークを印刷する場合には、あらかじめ市に協議をして、その承認を得るものとする。
- 3 認証マークの使用方法
  - (1) 認証マークは、原則として、容器包装類若しくは農産物への貼付又は容器包装類への印刷によるものとする。
  - (2) 生産者は、認証マークの使用実績を記録するものとする。
  - (3) 生産者が、認証制度のPRを行うために認証マークを使用する場合には、あらかじめ市に協議をして、その承認を得るものとする。
- 4 表示の禁止事項 次に掲げる事項は、表示してはならない。
  - (1) 「天然栽培」、「自然栽培」等の用語（従来からの明確な基準による農法で自然等の表示を冠するものを除く。）
  - (2) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
  - (3) 通常の栽培方法により栽培された農産物より著しく優良又は有利であると誤認させる用語
  - (4) この表示基準の表示事項と矛盾する用語
  - (5) 農産物の栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、写真その他の表示
  - (6) 「無農薬栽培農産物」、「無化学肥料栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」、「減化学肥料栽培農産物」等の表示
  - (7) その他、食品表示法（平成25年6月28日号外法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日法律第134号）、健康増進法（平成14年8月2日号外法律第103号）等、食品表示に係る関連法に遵守していないに事項

別表 認証マークのデザイン

